

## 273

## 5階建て本社施設を水害時の避難所を提供

取組主体【掲載年】	法人番号	事業者の種類【業種】	実施地域
タカハタ建設株式会社 【平成28年】	6450001001871	インフラ関連事業者 【建設業】	北海道

## 1 取組の概要

## 石狩川流域における河川氾濫に備え、民間企業の本社施設を避難所として利用

- 北海道旭川市内で建設業を営んでいるタカハタ建設株式会社は、市内を横断する石狩川と牛朱別川の合流地に本社を構えている。この地域は、市が公表している「旭川市洪水ハザードマップ」では、0.5m～5mの浸水地域が広がっている一方、一時避難所が不足していた。そこで同社は旭川市に提案し、5階建ての社屋を災害時には避難場所として活用することとした。



▲旭川市洪水ハザードマップ（右図は凡例）

## 2 取組の特徴（特色、はじめたきっかけ、狙い、工夫した点、苦労した点）

## 5階建て社屋を水害時の一時避難場所として提案

- 近年、国内では局地的な集中豪雨による河川の氾濫の被害が増加している。特に平成27年9月には、鬼怒川の越流や堤防の決壊等により、大きな被害が発生した。このことから、石狩川流域においても、河川氾濫時における避難に対する不安の声が挙がっていた。
- 同社の周辺地区においては、地震時の地区避難所として、大町小学校が指定されている。一方同小学校はハザードマップでは2m程度の浸水が予想されていることから、水害時の避難場所には指定されていない。
- そこで同社は、不足する一時避難所として5階建ての社屋の活用を市に提案した。同社の本社は、浸水予測は0.5m未満と周辺地区に比べ、低い水準となっている。また、4階には、150㎡の講堂があり、地区住民の避難時において一定の収容力が期待されている。現在は、施設のあり方について、市と協議を進めている。

- 旭川市では、高齢者や障がいをお持ちの方、乳幼児等、防災上の配慮を要する方々が利用する施設を「災害時要援護者利用施設」としている。この地区では、社会福祉法人旭川隣保会 旭川隣保会乳児保育所を認定しているが、2階建と低層となっている。このことから河川氾濫時における一層の安全対策として、同社は本社施設を災害時に住民に開放を旭川市に提案・協議を進めている。



▲石狩川堤防より5本社ビルを望む

### 3 取組の平時における利活用の状況

- 一般的な社屋同様、社屋は社員の執務空間として利用されている。講堂については研修会場として、一時利用型での公開も行っている。
- 避難施設としての活用されることとなったことから、社員の日常的な飲料水をペットボトルでまかなうこととし、絶えず新しい飲料水ペットボトルを常備する体制としている。

### 4 取組の国土強靱化の推進への効果

- 同社の位置する旭川市では、台風や局地的な集中豪雨に加え、融雪水による水量増床に伴う洪水等の発生も懸念されている。このため、水害時の避難場所の確保は、河川流域に暮らす住民の安心、安全に寄与する。
- 高齢化の進む地域でもあるため、高齢者にとっても身近な圏域に一時避難できる場を持つことで地域の安全性の向上につながる。

### 5 防災・減災以外の効果

- 同社は社屋が避難所として指定されたことで、防災訓練時等に普段業務と関係の薄い地域住民の方々が来られるようになり、会社を身近な存在として認知されるようになった。工事を行う際に開かれる住民説明会においても、好意的な対応を受けられるようになり、業務の効率化にもつながっていると考えられる。

### 6 現状の課題・今後の展開など

- 同社では、自社の施設や所有地を消防署及び消防団の訓練用地としての活用を検討している。

### 7 周囲の声

- 鬼怒川で起きたような大きな河川氾濫を想定した場合、行政の指定する避難所だけでは市民の安全は十分とはいえない。同社の社屋は有事における市民の一時避難所として期待できる。(地方公共団体)